

平成 28 年度 第 2 回 シカ 保護 管理 検討 委員会

日時 平成 28 年 8 月 30 日 (火) 9 時 30 分～

場所 プラザおでって 3 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 第 5 次シカ管理計画 (案) について

(2) その他

4 閉 会

シカ保護管理検討委員会委員名簿

区分	所 属	職 名	氏 名	出欠
	国立大学法人岩手大学 農学学部	名誉教授	青井俊樹	出
	国立研究開発法人森林総合研究所	野生動物 研究領域長	堀野眞一	出
	合 同 会 社 東北野生動物保護管理センター	代 表	宇野壮春	出
関係団体	岩手県鳥獣保護管理員協議会	会 長	藤澤富男	出
	公益社団法人岩手県猟友会	副 会 長 兼 専 務 理 事	菅野範正	出
	岩手県森林組合連合会	業 務 部 長	佐々木信夫	出
	全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 岩 手 県 本 部 資 材 部	資材部次長兼 営農技術課長	小川義則	出
行政機関	東 北 森 林 管 理 局 画 保 全 部 保 全 課	課 長	菅野敏裕	代理
	岩 手 県 農 林 水 産 部 農 業 振 興 課	担 手 対 策 課 長	菊池政洋	出
	岩 手 県 農 林 水 産 部 森 林 整 備 課	整 備 課 長	及川竜一	出
	盛 岡 市 農 林 部 農 政 課	課 長	三上幸廣	代理
	大 船 渡 市 農 林 水 産 部 農 林 課	課 長	田中聖一	欠
	遠 野 市 農 林 畜 産 部 農 業 振 興 課	課 長	阿部順郎	欠
計 13 名				

事務局	岩手県環境生活部自然保護課	総 括 課 長	清水一夫	
		主 査	佐藤和彦	
		主 査	石亀竜太	
		主 査	藤原桃代	
	岩手県農林水産部森林整備課	主 査	澤崎格	
	岩手県農林水産部農業振興課	主 任	佐藤武博	
	岩手県環境保健研究センター	主査専門研究員	山内貴義	

第5次シカ管理計画 (案)

平成29年3月

岩 手 県

<u>1</u> 計画作成策定の目的及び背景
(1) 計画作成策定の背景
(2) 計画作成策定の目的
(3) シカに関する現状
① 生息状況
② 捕獲状況
③ 被害状況
④ 狩猟者の動向
(4) 第4次計画における取組の検証
① 個体数の低減
② 生息域拡大の抑制
② 生息状況の把握
<u>2</u> 管理すべき鳥獣の種類
<u>3</u> 計画の期間等
<u>4</u> 対象地域
<u>5</u> 管理の目標
(1) 基本目標
(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方
<u>6</u> 目標を達成するための対策管理の実施
(1) 地域区分
(2) 各地域区分の対策目標等
(3) 個体数管理
(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項
(5) 被害防除対策
(6) 生息環境管理
(7) モニタリング調査
(8) 精度の高い個体数推定手法の確立検討
<u>7</u> 計画の実施体制及び普及啓発等管理のために必要な事項
(1) 各機関の果たす役割
(2) 普及啓発
(3) 人材の確保育成
(4) 他県との連携

1 計画作成の背景と目的

(1) 計画作成の背景

① 五葉山地域（大船渡市、陸前高田市、住田町及び釜石市。以下同じ。）のシカは、明治時代から昭和初期にかけての乱獲により著しく生息数が減少したため、県では関係機関と連携し、捕獲禁止をはじめとする各種の保護施策を実施した。

その結果、生息数が回復、更には増加に転じたため、昭和 60 年代から農林産物への被害が社会問題化し、増加した地域個体群による自然植生などの生態系への影響も懸念されるようになってきた。

② このような状況を踏まえ、県では副知事を委員長とするシカ対策委員会（平成 2 年）や学識委員によるシカ保護管理検討会（平成 6 年）を設置し、総合的な対策に取り組んできた。

平成 12 年には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣保護管理計画「五葉山地域のシカ保護管理計画」（計画期間：平成 12 年 11 月～平成 14 年 3 月、計画対象地域は 5 市町）を策定し、保護管理対策を強化してきた結果、農林業被害額は平成 5 年度の 6 億 7 千 5 百万円をピークに、その後減少してきた。

③ 一方、シカの生息域は五葉山地域からその周辺に拡大していたことから、平成 14 年に計画対象地域 15 市町村に拡大した「第二次五葉山地域のシカ保護管理計画」（計画期間：平成 14 年 11 月～平成 19 年 3 月、以下「第 2 次計画」という。）を策定し、各種保護管理対策に取り組んできたが、適正生息数を上回る頭数が生息していることや農業被害が増加傾向を示していること、第 2 次計画の対象区域外でもシカの生息が確認されていることから、平成 19 年に計画対象地域を全県に拡大した「第 3 次シカ保護管理計画」（計画期間平成 19 年 11 月～平成 25 年 3 月、以下「第 3 次計画」という。）を作成し、各種保護管理施策に取り組んできた。

※第 3 次計画の計画期間は、当初、平成 24 年 3 月までであったが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響により、次期計画策定に係る生息状況調査等の延期が余儀なくされたことから、計画期間を 1 年間延長し、平成 25 年 3 月までとしたものである。

④ 平成 25 年 3 月に五葉山地域における生息数調査を実施した結果、生息数が増加しており、また、生息域の全県域への拡大に伴い、農業被害も増加拡大していることから、引き続き保護管理事業を推進するため「第 4 次シカ保護管理計画」を作成した。

なお、~~鳥獣保護法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号。以下「鳥獣保護法」という。）の施行の日において、計画を一部変更し、第二種特定鳥獣管理計画に位置付け、第 4 次シカ管理計画とする。~~

⑤ 平成 27 年 5 月には、鳥獣保護法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号。以下「鳥獣保護法」という。）が施行され、生息数が著しく増加し生息地の範囲が拡大していること、及び、国が集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（指定管理鳥獣）として、シカを定めたことに伴い、第 4 次シカ保護管理計画を一部変更し、第二種特定鳥獣管理計画に位置付け、「第 4 次シカ管理計画」とした。

⑥ 平成 26 年度に、国が推定した岩手県内におけるシカの推定個体数は約 4 万頭（中央値）と推定されている。この推定値と繁殖率を考慮したうえで、さらにシカの捕獲を強化し、農業被害の減少と生息域の縮小をめざし、管理事業を推進するため「第 5 次シカ管理計画」を作成するものである。

(2) 計画作成の目的

本県に生息するシカについて、科学的・計画的な管理を実施することにより、地域個体群の健全な維持、農林業被害等の低減、生息域拡大の抑制を図り、人とシカとの共生に資する

ことを目的とする。

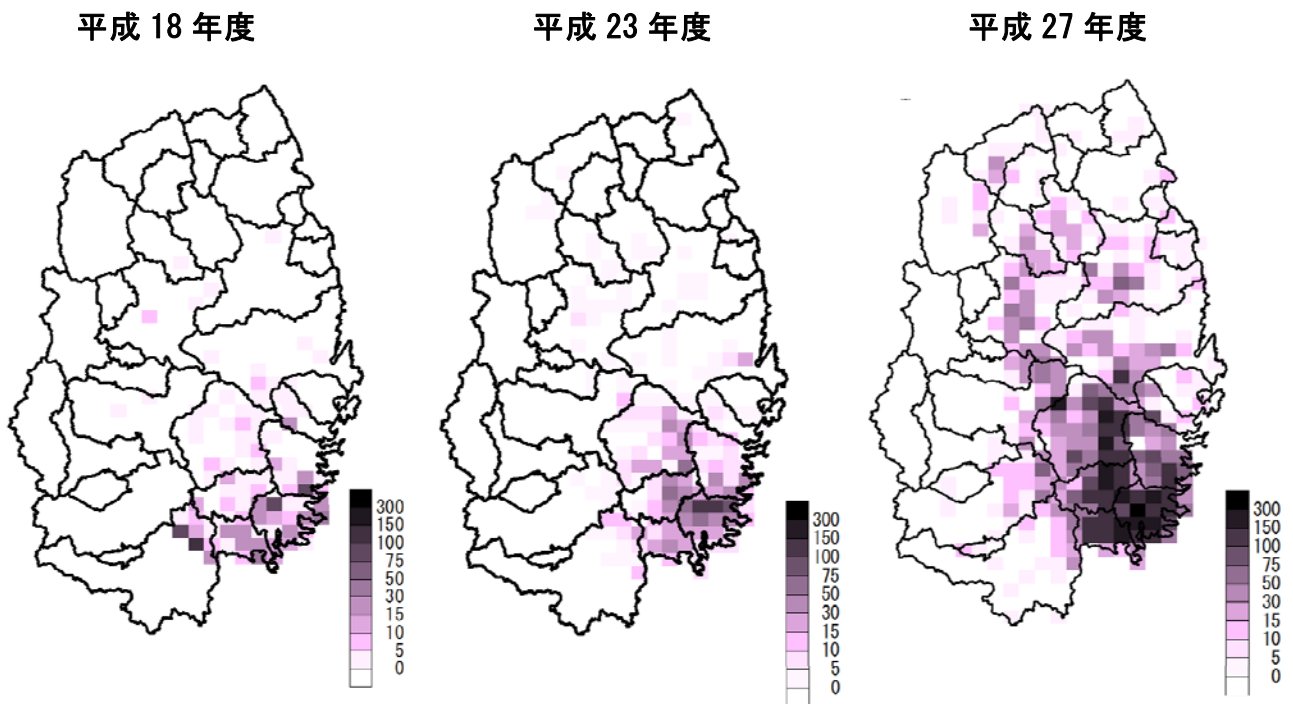
(3) シカに関する現状

① 生息状況

ア 生息分布

シカの生息分布状況は、捕獲情報や目撃情報によると、近年、県北部や北上川の西部においても確認されており、この数年の間にシカの分布が、秋田県境に位置する一部の市町村を除き県内のほぼ全域で捕獲されていることから、ほぼ県内全域に生息している状況である。【図1】

【図1】シカ捕獲位置図

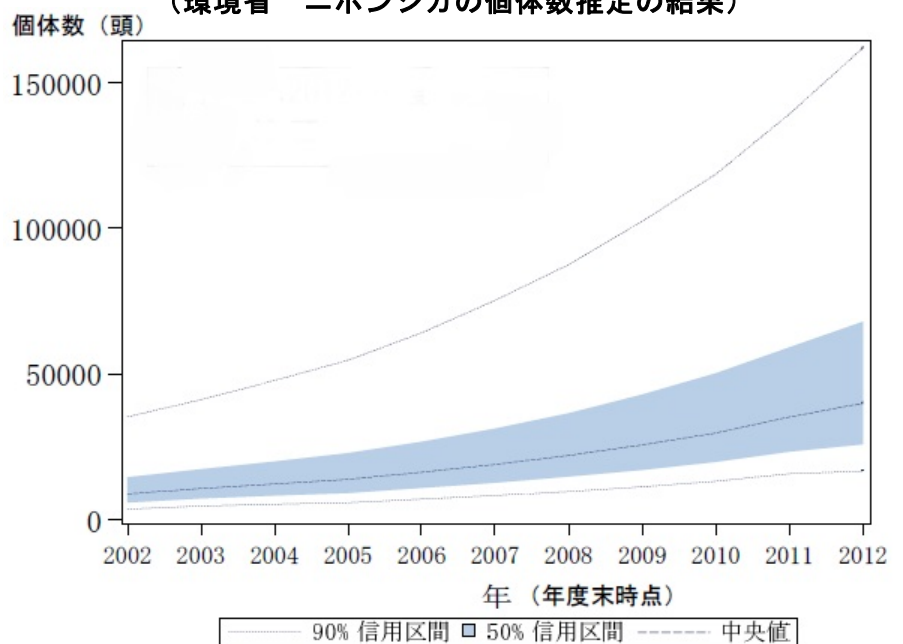


イ 生息数

五葉山地域の4市町及び遠野市の東部を含む約880km²の周辺地域において、ヘリコプターを使用した直接観察法による生息数調査を実施しており、これまでの調査結果に基づく推定生息数は【表1】のとおりである。

平成25年3月の調査結果によると、推定生息数は平成19年3月の調査時を上回る結果となった。しかし、これら推定値の算出にかかる従前の個体数推定手法は、推定値が過小評価

【図2】岩手県内におけるシカ推定個体数
(環境省 ニホンジカの個体数推定の結果)



されていたことが推察されている。

平成26年度に環境省が実施し公表した階層ベイズモデル※によるシカ推定個体数結果では、県内におけるシカは約4万頭（中央値）と推定されている【図2】。

【参考】五葉山地区におけるシカ生息数調査結果

（単位：頭）

調査年月	平成5年3月	平成9年3月	平成12年3月	平成19年3月	平成25年3月
推定生息数	8,500 (最尤法推定値)	7,800～9,200	7,700～8,800	5,000～7,100	7,400～11,100

※生息状況や捕獲状況の時間的な変化のデータを使用し、生息状況調査の観測時の誤差を考慮したうえで、個体数と自然増加率を推定する方法。

② 捕獲状況

平成10年度以降のシカの捕獲状況は、【図3】のとおりである。

五葉山地域とそれ以外の区域（侵出抑制地区）に区分し、五葉山地域については個体数管理をおこなってきた。

五葉山地域においては、第2次計画期間中は平均捕獲頭数1,041頭に対し、第3次計画期間中は約1,563頭と第2次計画期間中を上回る頭数が捕獲された。

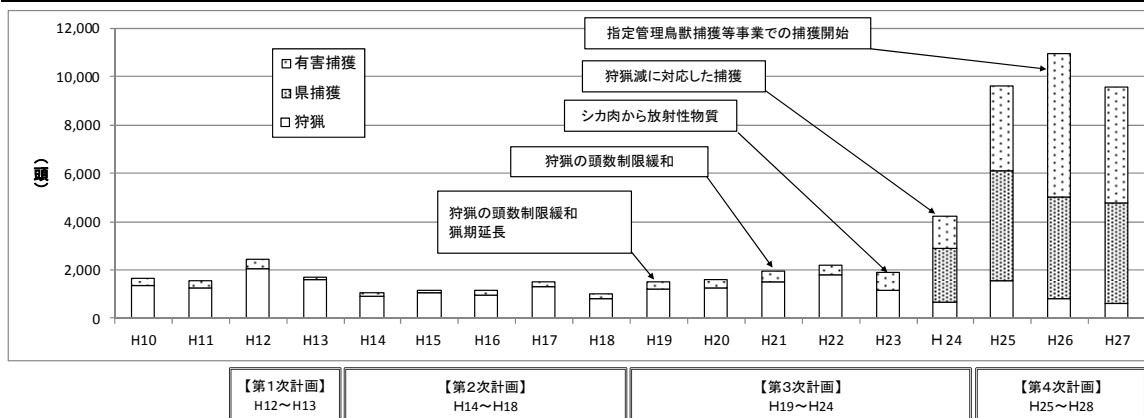
侵出抑制地区については、年々捕獲数が増加しており、平成10年度の9頭に対し、平成24年度は1,483頭捕獲されている。

平成23年3月の原発事故の影響により、岩手県の県南地域を中心に、シカ肉から基準値を超える放射性物質が検出されており、平成23年度は狩猟による捕獲頭数が減少している。

平成24年7月に全県を対象としたシカ肉の出荷制限指示があり、狩猟による捕獲頭数の更なる減少が見込まれたことから、適切な個体数管理のため、狩猟期間に県による捕獲を実施し、平成24年度は前年度の2倍を超える4,240頭の捕獲となった。平成24年度以降は、県による捕獲を実施し捕獲の強化に努めた。その結果、狩猟、有害捕獲及び県の捕獲を合わせて平成25年度は9,619頭、平成26年度は10,919頭、平成27年度は9,545頭と、概ね1万頭程度の捕獲数で推移している。

【図3】シカ捕獲数の推移（管理区分別）

区 分		(単位:頭)																		備考
		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
五葉山 地 域	狩猟	1,339	1,270	2,021	1,584	825	947	792	1,102	707	1,007	1,051	1,231	1,137	857	309				
	県捕獲																		1,758	
	有害捕獲	300	290	417	95	160	136	187	173	178	228	204	258	207	466	690				
	計	1,639	1,560	2,438	1,679	985	1,083	979	1,275	885	1,235	1,255	1,489	1,344	1,323	2,757				
侵入抑制 地 区	狩猟	9	2	21	24	73	90	176	213	87	184	224	290	660	303	352				
	県捕獲																		480	
	有害捕獲	0	0	3	5	3	9	6	19	56	60	104	159	169	277	651				
	計	9	2	24	29	76	99	182	232	143	244	328	449	829	580	1,483				
北上高地 南 部	狩猟																1,356	727	555	
	県捕獲																4,406	3,837	3,624	
	有害捕獲																3,266	5,612	4,466	
	計																9,028	10,176	8,645	
北上高地 北 部	狩猟																185	86	75	
	県捕獲																140	321	405	
	有害捕獲																241	299	311	
	計																566	706	791	
奥羽山脈	狩猟																5	3	2	
	県捕獲																10	24	81	
	有害捕獲																10	10	26	
	計																25	37	109	
合 計	狩猟	1,348	1,272	2,042	1,608	898	1,037	968	1,315	794	1,191	1,275	1,521	1,797	1,160	661	1,546	816	632	
	県捕獲																2,238	4,556	4,182	
	有害捕獲	300	290	420	100	163	145	193	192	234	288	308	417	376	743	1,341	3,517	5,921	4,803	
	合計	1,648	1,562	2,462	1,708	1,061	1,182	1,161	1,507	1,028	1,479	1,583	1,938	2,173	1,903	4,240	9,619	10,919	9,545	



③ 被害状況等
ア 林業被害

シカによる林業被害は、主にスギ、カラマツなどの造林木の芽や葉及び原木しいたけの食害である。被害額は平成5年度の6億5,300万円（実損面積：547ha）をピークに、その後は減少が進み、平成11年から平成22年以降までは1,000万円から4,000万円推移し、平成24年度は577万円となっている。平成23年度以降は、さらに減少し188万円から734万円で推移し、平成27年度は87万円となっている【図4】。これは新植造林面積の縮小に伴い食害を受けやすい幼齢林（Ⅰ・Ⅱ齢級林、10年生以下の幼木）が減少していることなどが要因の一つと考えられる。

林業被害防止対策として、補助事業を活用した侵入防止柵の設置や忌避剤の散布が実施されている。おり、被害額は減少傾向であるものの、被害発生市町村は増加傾向にあり、引き続き被害防止に向けた対策の継続が必要である。【図5】

イ 農業被害

シカによる農業被害は、水稲、野菜、飼料作物及び豆類などの食害である。被害額は昭和63年度から平成4年度まで5,000万円前後で推移し、その後800万円から2,000万円程度まで減少した。平成14年以降増加傾向を示し、平成20年度以降は15,000万円前後で推移し、平成24年度は28,000万円と急激に増加している。平成24年度は2億8,200万円、

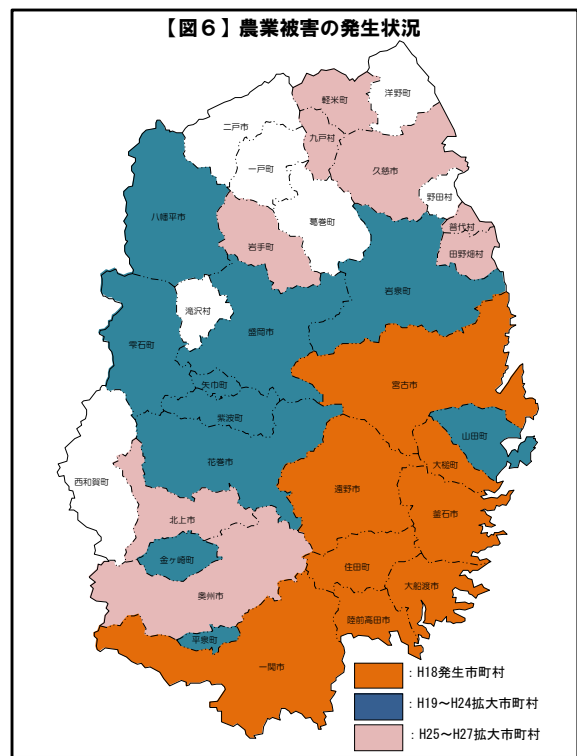
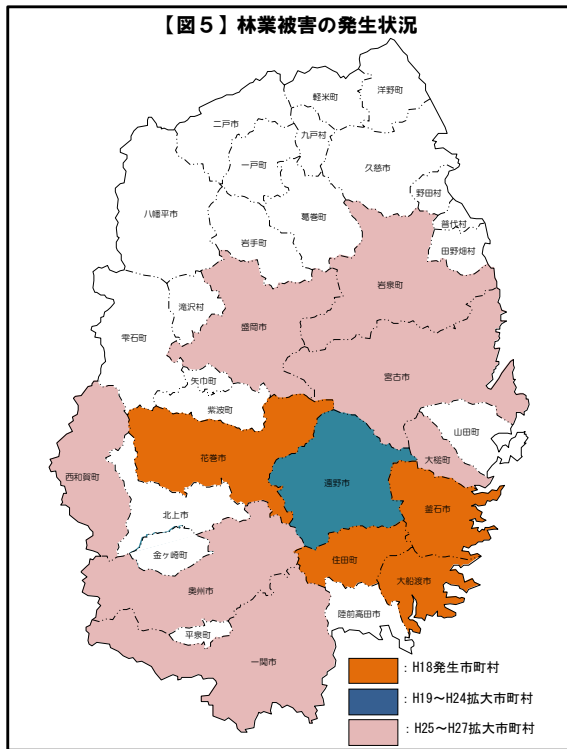
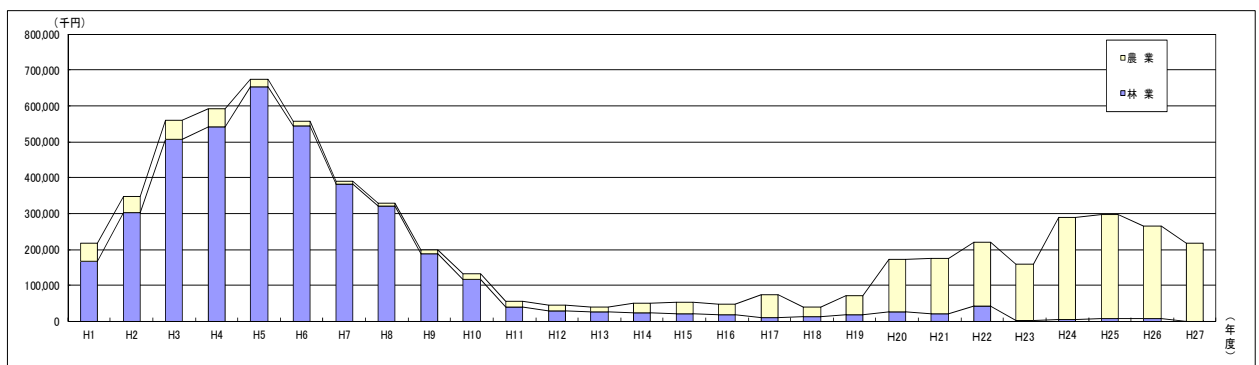
平成 25 年度は 2 億 9,000 万円と急激に増加したものの、平成 26 年度には減少に転じ、平成 27 年度は 2 億 1,700 万円となっている【図 4】。

また、生息域の拡大に伴い、農業被害発生市町村数が増加している【図 6】。

農業被害対策のため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年 12 月 21 日法律第 134 号）（以下「鳥獣被害防止特措法」とする。）が平成 19 年に施行され、市町村は、鳥獣被害防止特措法に基づき作成する被害防止計画により、侵入防止柵の設置などの被害防止対策を実施している。

【図 4】シカによる農林業被害の推移

年度	(単位:千円)																											備考
	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
林業	166,747	301,985	506,903	541,557	652,884	543,916	381,632	320,657	189,138	117,338	40,434	29,957	25,327	24,005	21,385	19,107	9,165	13,366	19,004	24,929	19,914	42,487	1,881	5,773	6,303	7,340	870	
農業	49,354	46,162	52,754	51,077	22,233	14,146	7,816	8,175	9,527	14,582	15,301	14,435	12,803	26,393	32,270	27,296	64,582	26,290	51,020	148,274	153,927	177,304	156,515	282,620	291,282	256,467	217,206	
合計	216,101	348,147	559,657	592,634	675,117	558,062	389,448	328,832	198,665	131,920	55,735	44,392	38,130	50,398	53,655	46,403	73,747	39,656	70,024	173,203	173,841	219,791	158,396	288,393	297,585	263,807	218,076	



立 自然植生への影響

早池峰山の周辺地域等において、シカの生息数が増加しており、早池峰山の高山植物等に食痕が確認されるなど、自然植生への影響が懸念されている。

④ 狩猟者の動向

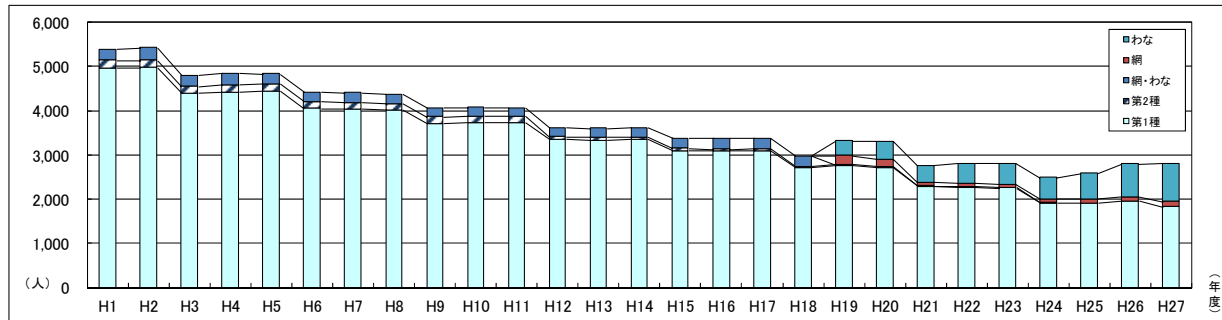
捕獲の担い手である狩猟者数は年々減少傾向を示しており【図4】、高齢化も進んでいる。平成元年から平成24年度までは減少傾向を示していたが、平成25年度からは増加に転じ、平成26～27年度は2,800件程度で推移している【図7】。

特にまた、60歳以上の占める割合がは、平成22年度以降には6割を超えており、今後、捕獲の担い手の急激な減少が懸念される。いるものの、20～29歳及び30～39歳の狩猟者数は微増している【図9】。

なおまた、わな猟免許の所持者数は、農業者を中心に平成19年度以降増加傾向を示しているおり、第一種銃猟免許の取得数も増加傾向にある【図10】。

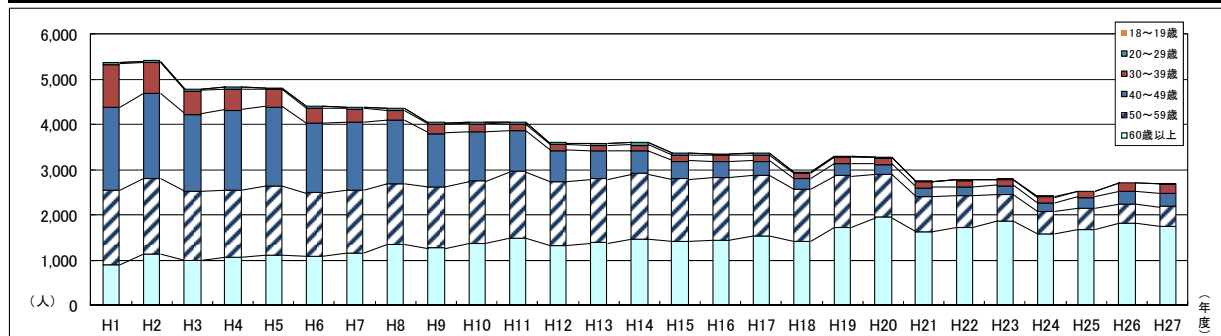
【図7】 狩猟免許所持者数の推移(免許種類別)

	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	備考
わな																				339	395	395	446	467	503	590	740	868
網																				192	171	70	70	72	73	77	102	111
網・わな	250	289	252	255	229	219	220	213	197	200	189	197	207	211	231	240	247	232										
第2種	186	164	161	164	162	154	151	151	149	153	148	70	62	56	50	35	34	25	27	25	23	23	22	19	19	14	11	
第1種	4,948	4,962	4,380	4,412	4,429	4,039	4,022	4,002	3,701	3,711	3,719	3,335	3,324	3,340	3,088	3,088	3,090	2,700	2,753	2,701	2,265	2,254	2,239	1,900	1,904	1,946	1,820	
計	5,384	5,415	4,793	4,831	4,820	4,412	4,393	4,366	4,047	4,064	4,056	3,602	3,593	3,607	3,369	3,363	3,371	2,957	3,311	3,292	2,753	2,793	2,800	2,495	2,590	2,802	2,810	



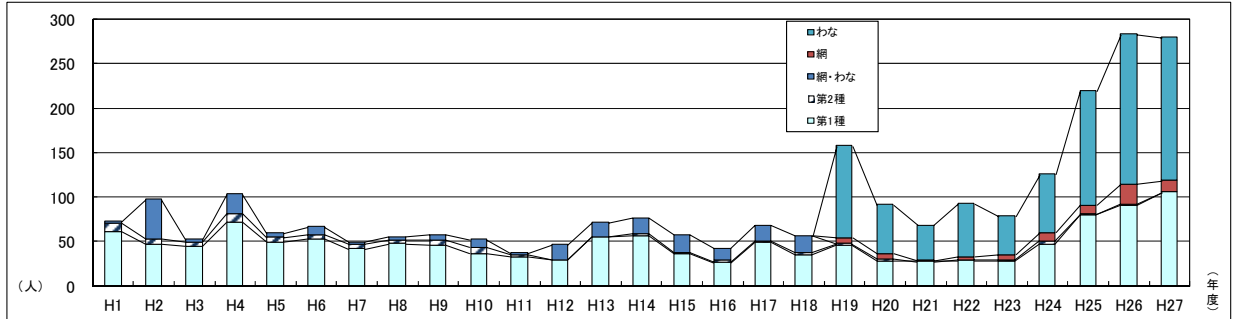
【図8】 狩猟免許所持者数の推移(年齢別)

	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	備考
18～19歳																												1
20～29歳	43	36	41	43	42	47	48	48	38	46	47	39	52	55	48	44	41	28	34	24	22	24	19	21	60	91	120	
30～39歳	952	684	519	459	386	333	291	224	201	182	149	132	117	136	125	142	130	118	146	149	130	147	132	133	139	186	213	
40～49歳	1,830	1,884	1,698	1,773	1,750	1,532	1,502	1,400	1,188	1,082	889	687	623	493	391	338	307	231	258	210	194	183	179	185	233	277	285	
50～59歳	1,647	1,667	1,531	1,495	1,524	1,399	1,389	1,345	1,349	1,384	1,480	1,416	1,411	1,451	1,382	1,385	1,341	1,158	1,142	954	781	700	589	493	468	430	428	
60歳以上	912	1,144	1,004	1,061	1,118	1,101	1,163	1,349	1,271	1,370	1,491	1,328	1,390	1,472	1,423	1,454	1,551	1,421	1,731	1,955	1,626	1,739	1,881	1,594	1,690	1,818	1,763	
計	5,384	5,415	4,793	4,831	4,820	4,412	4,393	4,366	4,047	4,064	4,056	3,602	3,593	3,607	3,369	3,363	3,370	2,956	3,311	3,292	2,753	2,793	2,800	2,426	2,590	2,802	2,809	
60歳以上の割合	17%	21%	21%	22%	23%	25%	26%	31%	31%	34%	37%	37%	39%	41%	42%	43%	46%	48%	52%	59%	59%	62%	67%	66%	65%	65%	63%	



【図9】 狩猟免許新規取得者数の推移(免許種類別)

	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	備考	
わな																				104	55	39	60	43	66	129	169	161	
網																				6	6	2	3	6	9	10	23	13	
網・わな	2	45	3	22	5	9	3	4	6	9	2	17	16	18	20	14	18	19											
第2種	9	6	5	10	5	5	5	4	6	7	3	0	0	2	1	2	1	2	2	3	0	1	2	4	1	1	0		
第1種	61	46	44	71	49	52	41	47	45	36	32	29	55	56	36	26	49	35	45	27	27	28	27	46	79	90	105		
計	72	97	52	103	59	66	49	55	57	52	37	46	71	76	57	42	68	56	157	91	68	92	78	125	219	283	279		



(4) 第3次計画における取組の検証

① 個体数の低減

これまで、五葉山地域におけるシカの個体数低減を図るため、平成19年3月に調査した推定生息数に基づき捕獲目標を設定のうえ、狩猟規制緩和等により捕獲を推進し、毎年、ほぼ捕獲目標を達成してきたが、平成25年3月に実施した生息数調査の結果、生息数が増加傾向を示す結果となった【表1】。

環境省が定めた「特定鳥獣保護管理計画作成のガイドライン(ニホンジカ)」によると、現在利用されている主な個体数推定手法は、多くの場合、生息密度・生息数を過小に評価する傾向にあり、捕獲目標自体がシカ個体数を減らすほどの規模となっていないことや、乱獲を警戒し、徐々に減らそうとする計画であるため、モニタリングによっても個体群の変化を直ちに把握できず、目標や計画の修正が大幅に遅れてしまうことが多いとされている。平成25年3月に実施した生息数調査の結果、個体数が増加傾向を示している状況を見ると、当県においても同様な状況となっているものと推測される。第3次計画までは、五葉山地域におけるシカの個体数低減を図るための捕獲目標を定め、捕獲を推進したものの、生息数は増加傾向となった。また、農林業被害が急増したこともあり、平成24年度より県委託による個体数調整を目的とした捕獲の強化に努めた。

さらに、平成26年に公表された、環境省による県内シカ推定個体数4万頭をベースに、シカの繁殖率を考慮し、毎年の捕獲目標を1万頭以上と定め、県内市町村の有害捕獲も加え、県内全域において、さらなる捕獲の強化に努めた。その結果、平成25年度以降は県内全域で概ね1万頭を捕獲している。

今後も引き続き1万頭以上の捕獲を目標に捕獲を強化し、併せて県内のシカ個体数推定結果と合わせ、捕獲目標の妥当性について検討する必要がある。

② 生息域拡大の抑制

生息域の拡大を抑制するため、五葉山地域以外を侵入抑制地区と位置付け、狩猟規制の緩和を行い、狩猟による捕獲の推進を図ってきたが、ほぼ全県で生息が確認される結果となった。

生息域拡大を抑制するためには、侵入初期段階の対応が重要であるが、その段階はシカの生息密度が低いことから、効果的な捕獲が難しく、また、被害が軽微であり顕在化しないことや目撃機会が少ないこと等から地域の危機意識の高まりも十分でないことが多く、対応が遅れる結果となった。

また、~~侵入抑制地区として広大な面積を一つの区域に区分していたが、生息域の拡大が進行するにつれ、様々な生息状況が混在することとなり、生息状況に応じたきめ細やかな対応が必要となった。~~

② 生息状況の把握

~~シカの生息域の中心である五葉山地域では、個体数管理のためヘリコプター調査による生息数の把握を実施してきた。~~

それ以外の地域では、目撃情報の収集による生息域の把握を中心として実施してきたが、生息域拡大や生息数増加に伴い、生息数を把握及び計画的な個体数管理が必要な状況となった。なお、五葉山地域で実施してきた第3次計画期間中に実施していたヘリコプター調査を全県に拡大して実施することは経費や労力の面から困難であり、県内全域の生息数を把握するためには、新たに広大な県土に峻厳な地形を有する本県に適合的な個体数推定手法の確立が必要である。ることから、第4次計画期間中には、統計手法による個体数の推定のため、捕獲情報等の収集を行った。それらのデータは、国による指定管理鳥獣の推定個体数の算出に利用され、本県におけるシカの推定個体数は約4万頭（中央値）と推定されている。

~~また、野生動物の個体数推定には、常に不確実性が存在しており、着実な個体数低減を図るためには、継続的なモニタリング調査により生息状況の推移を把握し、個体数管理の実施状況を検証する必要があることから、生息域の拡大に対応したモニタリング調査の実施が必要である。~~

今後は、現時点での個体数を平成35年度までに半減させることを目標とし、そのための個体数管理に資する継続的なモニタリング調査を実施し、生息状況の推移を把握することが必要である。

2 管理すべき鳥獣

ニホンジカ (*Cervus nippon*。以下「シカ」という。)

3 計画の期間

計画の期間は、上位計画である第1112次鳥獣保護管理事業計画との整合を図るため、平成2529年4月1日から平成2934年3月31日までとする。

4 対象地域

岩手県全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区（日出島、三貫島）の地域を除く。

5 管理の目標

(1) 基本目標

長期的には、地域個体群を健全に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図り、人とシカとの共生を目的とするが、シカの生息個体数の増加や生息域の拡大により、農林業被害の継続的な発生や被害地域が拡大していることを踏まえ、短期的な目標として、本計画期間の目標を次の通りとする。

① 捕獲の強化による農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制

② 侵入初期段階における早期の対応による生息域及び農林業被害の拡大の抑制

② 生息域の拡大に対応したモニタリング調査の実施と個体数推定手法の確立結果からの捕獲数目標設定による個体数管理

(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

シカの生息個体数が増加傾向を示域がほぼ全県に拡大していることから、早急に、生息数の減少に必要な捕獲数を確保していく必要がある。五葉山地域以外においては、生息数や生息密度など生息状況を示す数値が不明であり、計画的な個体数管理の実施が困難であることから、当面、最大限の捕獲努力による狩猟期間中の延長など狩猟による捕獲を促進するとともに、有害捕獲と指定管理鳥獣捕獲により、県内全域において強力な捕獲圧を加えたうえで、平行しモニタリング結果を見ながら調査を行い、その結果から捕獲圧を調整する。なお、効果的に生息個体数を減少させるため、引き続きメスジカの捕獲を推進する。

※生物多様性確保の観点から絶滅させることがないよう、暫定的にIUCN（国際自然保護連合）の基準を参考とし、五葉山地域における生息数が1,000頭を下回らないようにする。

また、個体数管理だけでは、農林業被害を早急に軽減することが困難であることから「個体数管理」に加え、「被害防除対策」及び「生息環境管理」の各種対策を引き続き総合的に実施する。

併せて、効果的かつ継続的に対策を実施するためには地域主体の取組が欠かせないことから「地域ぐるみの被害防止対策」の体制整備を促進する。

6 目標を達成するための対策

(1) 地域区分

本県におけるシカの生息状況は全県一様ではなく、被害状況等も地域により異なっていることから、各地域の実態に応じた管理を進めるため、分布状況等から一定程度の移動障害となっていると考えられる大規模な河川をもって大きく3つに区分する【表1、図10】。

さらに、生息状況や歴史的経過から見て、岩手県における生息分布の中心である五葉山地域の区分も設定するものとする。

【図10】地域区分図



【表1】地域区分

区分	区域
①五葉山地域	大船渡市、陸前高田市、釜石市及び気仙郡住田町の区域
②①北上高地南部地域	北上川及び閉伊川に囲まれた区域
③②北上高地北部地域	北上川、馬淵川(平糠川)及び閉伊川に囲まれた区域
④③奥羽山脈地域	北上川及び馬淵川(平糠川)以西の区域

(2) 各地域区分の対策目標等

生息状況等に応じて、対策の目標等が異なることから、各地域区分に目標等を設定するものとする【表2】。

なお、各地域区分内にも様々な生息状況が混在している場合があるので、画一的な運用とならないよう各地域の生息状況や被害状況に応じた対策を講じるものとする。

【表2】地域区分別の対策目標及び重点対策

地域区分	生息状況等	目標	重点対策
北上高地南部	高密度段階 ・生息 <u>個体</u> 数の多い状態が継続 ・被害が恒常的に発生	・早急な個体数低減 ・被害の軽減	捕獲圧の強化と 農地周辺の定着解消
北上高地北部	定着段階 ・定着が進み、徐々に生息 <u>個体</u> 数が増加し、急増地域も発生 ・被害も徐々に増加	・生息域の拡大防止 ・被害の拡大防止	生息 <u>個体</u> 数増加地域の解消と被害への早期対応
奥羽山脈	侵入初期段階 ・目撃情報が寄せられ始めた、 <u>被害が発生し始めている</u> 地域	・定着防止 ・被害の発生防止	早期発見と早期対応

(3) 個体数管理

① 狩猟による捕獲の促進

狩猟による捕獲を促進するため、引き続き以下のとおり狩猟規制の緩和を行う。

ア 狩猟期間の延長

シカに係る狩猟期間を以下のとおり延長する。

~~平成25年度——：11月15日から3月31日まで~~

平成26年度以降：11月1日から3月31日まで

※狩猟者登録事務手続きの関係で、狩猟期間の開始日を11月1日に延長することは平成26年度からの施行とする。

イ 捕獲数制限の解除

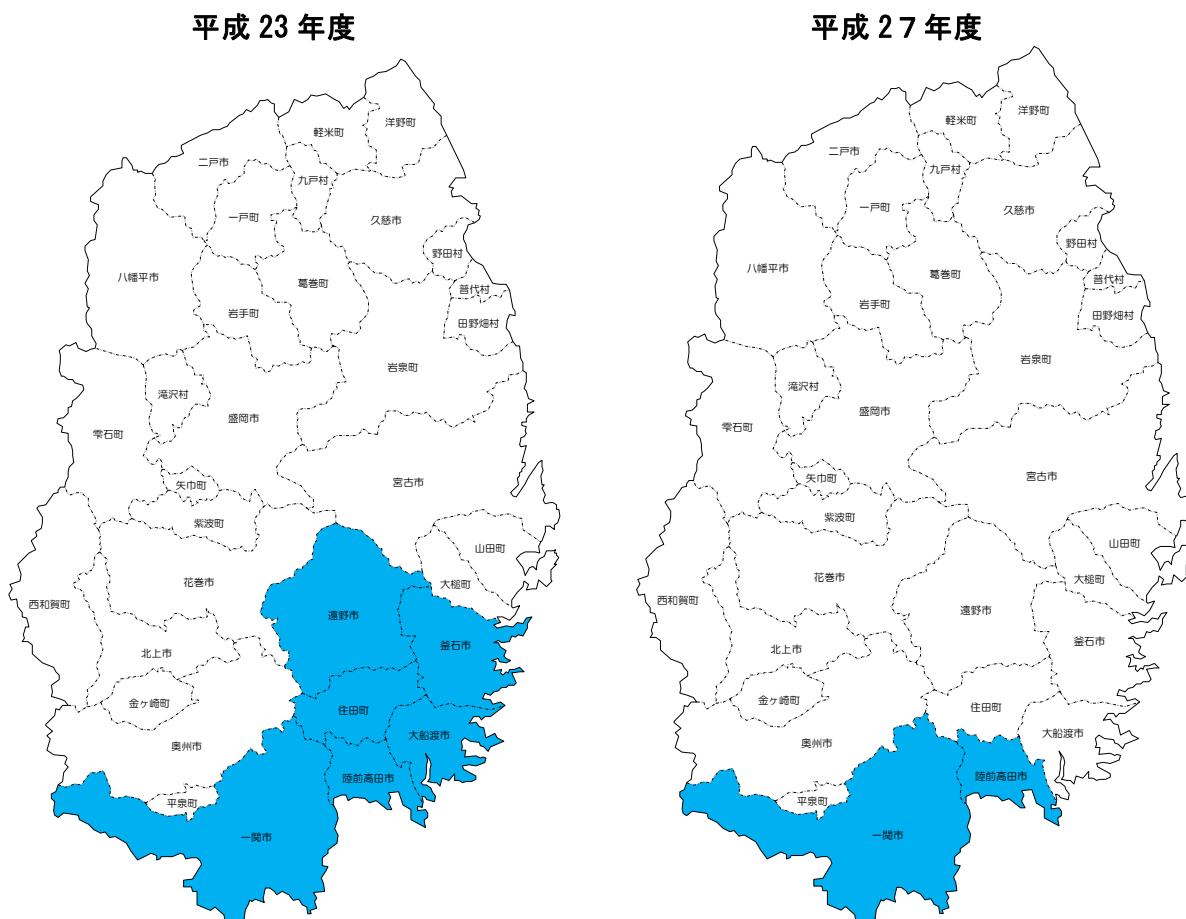
1日1人当たりの捕獲数の上限を定めないこととする。

ウ シカ肉の放射性物質検査の実施

平成23年3月の東日本大震災における福島原発事故の影響により、本県で捕獲されたシカ肉から放射性物質が検出され、狩猟意欲の減退につながっていることから、

平成27年度末においても、県内の一部地域において放射性物質が検出されている【[図11](#)】。このため、全県における出荷規制解除に向けて、シカ肉の放射性物質検査を引き続き行い、狩猟者等に対し各地域での検出状況について情報提供を行う。

【[図11](#)】放射性物質検出状況位置図



② 有害捕獲の効果的な実施

被害発生状況（場所、程度、時期等）を把握し、効果的かつ効率的な有害捕獲を推進する。

特に農業被害の軽減及び被害発生地の拡大防止のため以下の取組を優先的に実施する。

ア 農地周辺のシカの定着解消

農地周辺に定着したシカによる継続した農業被害が発生している地域においては、農業被害の軽減に向けて、シカの定着解消のため農地周辺での有害捕獲を優先的に実施する。なお、銃器の使用が困難な農地周辺等においては、わなを使用した捕獲を推進する。

イ 地域ぐるみの捕獲体制の整備

農地周辺においてわなを使用した捕獲には、こまめな見回り等が必要であり、狩猟者や農家等地域住民が一体となった捕獲活動が欠かせないことから、地域ぐるみの捕獲体制の整備を推進する。

ウ 予察捕獲の推進

被害が発生しない地域であっても、生息状況を踏まえ、予察捕獲（被害を未然に

防止するために実施する有害捕獲)により、有害捕獲を推進する。

エ 低密度地域における捕獲手法の検討

個体数が少ないことから、捕獲が効率よく実施できない低密度地域における捕獲手法について検討する。

③ 捕獲の担い手の確保・育成

狩猟者の減少や高齢化は、野生鳥獣の管理の円滑な実施に支障をきたすおそれがあることから、狩猟者の確保に向けて狩猟に対する県民の関心の喚起や狩猟免許を取得しやすい環境整備等の取組を推進するとともに、狩猟免許取得後の技術向上に向けて講習会を開催する等。また、平成 26 年度から実施している狩猟免許取得者確保・定着促進のための研修会を引き続き実施し、関係機関等と連携を図りながら、狩猟者の確保・育成を推進する。

また、鳥獣被害防止対策実施隊について、引き続き設置を推進し、有害捕獲の実施体制の整備を図る。

(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

① 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

シカの生息個体数の増加や生息域の拡大により、農林業被害の継続的な発生や被害地域が拡大していることを踏まえ、捕獲の強化による農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制を目的として実施する。

② 実施期間

平成 ~~27~~29 年 ~~5~~4 月 ~~30~~1 日～平成 36 年 3 月 31 日

③ 実施区域

岩手県全域

④ 事業の目標

平成 25 年度末の生息個体数を平成 35 年度末までに半減させる。

なお、毎年の捕獲目標については、モニタリング調査結果等を考慮し毎年設定する。

⑤ 実施方法

認定事業者等に委託

⑥ 実施結果の把握並びに評価

毎年度、捕獲実績、糞塊密度調査等によるモニタリング調査を実施

⑦ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者

岩手県

(5) 被害防除対策

① 農林業被害対策

ア 侵入防止柵の設置の推進

県内における鳥獣被害防止総合対策交付金等による、平成 13～平成 27 度末までの侵入防止柵等設置状況は延べ約 746 k m となっており、農業被害の低減に一定の効果が現れている。農林業被害のさらなる低減を図るためには、個体数管理だけでは困難なことから、侵入防止柵設置を中心とした被害防除対策を引き続き推進する。

なお、設置された侵入防止柵の破損箇所からシカが侵入することから、適切な維持管理に努めるとともに、侵入防止柵の設置に当たっては、維持管理のしやすさを考慮するものとする。関する各種研修会や侵入防止効果を高める改良等について、

関係機関等と連携し検討・実施する。

イ 地域ぐるみの被害防止体制の整備

効果的かつ継続的に被害防除対策を行うためには、地域住民からの生息情報や被害情報の収集、面的な侵入防止柵の設置、侵入防止柵設置後の継続的な維持管理など地域が一体となった取組みが重要であることから、地域ぐるみの被害防止体制の整備を促進する。

② 自然植生被害対策

近年、早池峰山の高山植物が被害を受ける危険性が高まっていることが確認されていることから、生息個体数が増加している周辺部において、引き続き関係機関等が連携して捕獲圧を高め、個体数低減に努めるとともに、目撃情報や被害情報の収集を継続し、高標高部への侵入を注視していく。

(6) 生息環境管理

① シカを寄せ付けない環境づくり

鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことのできない見通しの良い緩衝帯を設置するなど、人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であることから、シカの隠れ家等となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈払いを推進する。

② 個体数増加の防止

草地造成や森林伐採、放棄され草地化した農地、法面等の緑化により作り出された草地は、餌量の多い環境となっていることから、個体数の急激な増加の引き金となり、草地周辺において高密度化している地域が発生している。

効果的に個体数を低減させるため、草地が個体数増加の要因とならないよう、大型囲い罟等やICT技術の導入による草地での効果的な捕獲方法について関係機関等が連携し、対策を推進する。

(7) モニタリング調査

管理計画の不確実性を補い、科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、生息状況や被害状況、生息個体数等について、モニタリング調査を継続的に実施する【表3】。

モニタリング調査の結果をもとに管理対策の評価を行うとともに、管理計画に反映（フィードバック）させる。

~~これまでのモニタリング調査は、五葉山地域を重点的に実施してきたが、生息域の拡大に対応するため、モニタリング調査を県内全域に拡大して実施する。~~

また、生息域の拡大に対応するため、モニタリング調査は県内全域に拡大して実施し、併せて、新しい技術を用いた調査手法の導入についても検討する。

【表3】モニタリングの内容

項目	内容
① 捕獲情報の収集	狩猟及び有害捕獲の捕獲報告票から捕獲数、捕獲場所、目撃効率、捕獲効率を把握することにより、個体数の増減、分布状況の指標とする。
② 目撃情報の収集	目撃情報を収集することにより、分布状況の指標とする
③ 生息密度の把握	区画法や糞塊法により生息密度の変化を把握し、個体数の増減の指標とする。
④ 植生の被食状況の把握	植生（ササ）の被食状況を把握し、分布状況や自然植生への影響の指標とする。
⑤ 捕獲個体等の分析	狩猟及び有害捕獲された個体について、年齢・栄養状態を分析し、個体群状況の指標とする。
⑥ 被害状況等の把握	農林業被害状況及び被害防除対策の実施状況等を把握

(8) 精度の高い個体数推定手法の確立検討

4次計画中には、階層ベイズモデルを用いた個体数推定を検討してきたところであるが、県内全域を対象とした計画的な個体数管理の実施に向けて、広大な県主に峻険な地形を有する本県に適合的なさらに精度の高い個体数推定手法を検討するものとする。

なお、手法の確立に検討当たっては、最新の統計解析技術を用いた個体数推定手法など先進研究事例等を参考に、引き続き検討するものとする。

7 計画の実施体制及び普及啓発等

管理計画の目的を達成するため地域住民の理解と協力を得ながら、県、市町村及び関係団体等の密接な連携のもとに、個体数管理、被害防除対策及び生息環境管理等の保護管理施策の実施に取り組む。

(1) 各機関・団体等の果たす役割

① 県

県は、管理計画の作成及び見直し、狩猟の促進など各種管理施策の実施やモニタリング、個体数推定手法等の調査研究を行うとともに、実施結果の取りまとめや分析を行う。

また、シカの生態や被害防除方法等について情報収集し、市町村や農林業関係団体等に提供する。

② 市町村

市町村は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成し、地域の状況に応じた有害捕獲や防護網設置等の被害防除対策及び生息環境管理を関係団体と連携のうえ、総合的に実施する。また、県が実施する各種モニタリング調査について、調査協力する。なお、効果的かつ効率的な被害防止対策のため、被害発生地及び被害状況等の把握に努める。

また、地域が一体となった被害防止対策を推進するため、地域住民や県関係部局と連携し、体制づくりに取り組む。

③ 狩猟者団体

個体数管理に重要な役割を担う狩猟者団体は、管理計画に沿った狩猟捕獲の推進に

努めるとともに、効果的な有害捕獲の実施について市町村等を支援する。

また、県が行う捕獲・生息状況及び捕獲個体調査等のモニタリングに協力する。

④ シカ保護管理検討委員会

学識経験者、行政機関及び関係団体等で構成するシカ管理検討委員会は、管理計画の作成及び見直し並びに各種管理施策について、必要な検討及び助言を行う。また、県が行うモニタリング結果の評価・分析を行うい、必要に応じてワーキンググループ(部会)を開催し、助言を行う。

⑤ 民間・大学等

県内の大学や民間団体は、シカ被害防止や新技術による捕獲の実証など、県が行う捕獲・生息状況の分析等に対し助言を行う。

(2) 普及啓発

管理計画を適切に推進するためには、本計画の内容について広く県民に周知を図る必要がある。特に、シカの分布が拡大している地域において農林業被害の発生を予防するためには、シカの生態や効果的な防除方法、未利用草地等の生息環境管理についての普及啓発が重要である。また、遠野市では地域ぐるみの捕獲活動が行われ、捕獲従事者の負担軽減等に一定の効果が上がっている。

このため、県、市町村及び関係団体等が連携し、研修会の開催や成功事例について、各種広報媒体等の活用を通じて普及啓発に努める。

(3) 人材の確保育成

狩猟や有害捕獲といった個体数管理の重要な担い手である狩猟者が減少・高齢化していることから、県、市町村及び狩猟者団体が連携を図りながらその確保・育成に努める。

また、地域ぐるみの被害防止対策を効果的に行うため、鳥獣の生態や被害防止技術を理解し、的確な対策を実践・指導できる地域リーダーの確保・育成に努める。

(4) 他県との連携

本県と隣接する秋田県及び青森県においても、シカの生息が各所で確認されていることから、隣接県との情報交換を行い、捕獲手法の検討や個体数管理に努めるものとする。